

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容											
岸和田土木事務所	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかつた。</p> <table border="1" data-bbox="498 573 1762 737"> <thead> <tr> <th data-bbox="498 573 724 653">品種</th> <th data-bbox="724 573 917 653">品目 商品名</th> <th data-bbox="917 573 1196 653">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1196 573 1558 653">数量</th> <th data-bbox="1558 573 1762 653">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="498 653 724 737" rowspan="2">繊維類</td> <td data-bbox="724 653 917 695">繊維類</td> <td data-bbox="917 653 1196 737" rowspan="2">昭和47年1月25日</td> <td data-bbox="1196 653 1558 737" rowspan="2">34.65㎡</td> <td data-bbox="1558 653 1762 737" rowspan="2">117,810円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="724 695 917 737">カーペット</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	繊維類	繊維類	昭和47年1月25日	34.65㎡	117,810円	カーペット	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、法令等に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （物品の出納の通知及び帳簿の記載） 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿（様式第39号）</p>	<p>本事案については、当該備品を不用決定せずに廃棄したことによるものである。 是正措置として、速やかに当該備品の不用決定及び備品出納簿からの払い出しを行った。 また、所内における備品の管理状況を再度確認し、備品管理の徹底を周知した。 今後は、備品出納簿と現物の確認を定期的に行い、大阪府財務規則の規定に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額										
繊維類	繊維類	昭和47年1月25日	34.65㎡	117,810円										
	カーペット													